

「第12回秋田竿燈浅草まつり 秋田マルシェ」募集概要

各事業者が自ら現地へ行き販売する、飲食ブースの「出店者」と、商品のみを出品する「出品者」を募集します。

1 飲食ブース「出店者」の募集について

- (1) 出店料は協議会で負担します。
- (2) 販売する商品は、秋田市、男鹿市、潟上市の特産品を使用したものをメインとしてください。
- (3) テントおよびテーブルは、協議会で準備します。
- (4) 給水や洗浄ができる場所は確保する予定ですが、排水はできません。
- (5) 残飯は、運搬時に支障が無いよう出店事業者側で工夫し、処理してください。なお、汁物等については、排水処理の問題があるため、別途ご相談ください。
- (6) 電気やガスを使用する場合は、発電機やガスボンベ等を各自で手配願います。
- (7) 出店に伴う人員の旅費、宿泊費を協議会で補助します。(2泊3日：上限3万円)
- (8) 交通手段、宿泊先は各自の手配となります。
- (9) 商品、備品等は協議会が委託する事業者が現地まで運搬しますので、事前に協議会が指定する場所(秋田市内)に搬入していただきます。イベント終了後は、搬入時と同じ場所に引き取りに来ていただきます。

2 「物販」の募集について(委託販売)

- (1) 出店料は協議会で負担します。
- (2) 出品商品は、指定の場所へ着払いにて、宅配便で送付してください。なお、荷物は1事業者あたり最大で段ボール5箱までとします。
- (3) 出品商品は、常温品に限り、賞味期限は最低20日以上あるものとします。
また、価格は、税込50円単位とし、税込300円以上のものとしてします。
- (4) 委託販売のため、販売業務委託者に、販売手数料として売上総額の税込価格から10%を支払います。
- (5) 1事業者あたりの商品を5種類程度としますので、出品申込書には優先順位の高いものから順に商品名をご記入ください。
- (6) 食品表示の無い商品は不可とします。
- (7) 試食提供を希望する場合は、試食専用の包装にて、区別してください。
- (8) 商品の販売、陳列、在庫の管理および精算などは販売業務委託者が行います。
- (9) 売れ残り品は、出品者へ元払いで返送します。

3 回答期限

出店を希望される方は、別紙2「出店・出品申込書」を、5月10日(水)までに提出をお願いいたします。希望者多数の場合は事務局で調整しますので、あらかじめご了承ください。

4 その他

詳細については、後日申込者にご連絡します。